

# 府中緑ヶ丘中学校 生徒指導事案対応規程

第1章 総則		目的		この生徒指導事案対応規程は、本校の教育目標を達成するために作成されたものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。	
		問題行動種別	指導の分類	指導内容	
1	触法行為	(1) 暴力行為 (2) 器物破損(故意) (3) 喫煙 (4) 飲酒 (5) 万引き (6) 深夜徘徊等	特別な指導 I または II	(1) 別室にて事実確認及び説諭, 反省文記入 (2) 保護者連絡(概要・来校日時決定) (3) 五者面談(生徒・保護者・担任・学年主任・生徒指導主事) (4) 管理職説諭(場合により五者面談に加わる) (5) 謝罪(生徒及び保護者で被害者へ謝罪) (6) 特別な指導 (7) 継続指導 * 触法行為については原則, 生徒指導主事が警察署と連携を行なう。	
2	いじめ	いじめ(加害者)	原則 継続的な指導 または 特別な指導 I	(1) 別室にて事実確認及び説諭, 反省文記入 (2) 保護者連絡(概要・来校日時決定) (3) 五者面談(生徒・保護者・担任・学年主任・生徒指導主事) (4) 管理職説諭(場合により五者面談に加わる) (5) 謝罪(生徒及び保護者で被害者へ謝罪) (6) 継続指導 ※周辺の生徒への指導を加える。 ※加害生徒へ指導する前に, 被害生徒・保護者の訴えを十分に聞きとり, 第一に被害生徒の心のケアを最優先しながら(3)以降は柔軟に対応する。	
3	指導無視	指導無視(暴言を含む)	1・2回目	指導	(1) 別室にて事実確認 (2) 説諭(担任・学年主任・当該教諭は除く) (3) 反省文記入 (4) 当該教諭への謝罪 (5) 保護者連絡
			3回目以降	特別な指導 III	(1) 別室にて事実確認 (2) 説諭(担任・学年主任・生徒指導主事・当該教諭は除く) (3) 反省文記入 (4) 当該教諭への謝罪 (5) 保護者連絡 (6) 四者面談(生徒・保護者・担任・生徒指導主事) (7) 反省が見られるまで別室指導 (8) 管理職説諭
4	授業規律	授業徘徊・授業妨害(暴言など)	1～3回目	指導	(1) 別室にて事実確認及び説諭, 反省文記入 (2) 説諭(担任・学年主任) (3) 当該教諭及び学級生徒への謝罪 (4) 保護者連絡
			4回目以降	特別な指導 III	(1) 別室にて事実確認及び説諭, 反省文記入 (2) 説諭(担任・学年主任・生徒指導主事) (3) 当該教諭及び学級生徒への謝罪 (4) 保護者連絡 (5) 反省が見られるまで別室指導 (6) 五者面談(生徒・保護者・担任・学年主任・生徒指導主事) (7) 管理職説諭 ※教育委員会と連携する場合もある
5	風紀違反	風紀違反	初期	説諭	(1) 発見者による説諭及び指導 (2) 保護者連絡(状況報告・指導内容報告・特別な指導の予告など) (3) 反省文記入
			継続的	特別な指導 III	(1) 事実を記録する (2) 説諭(担任・学年主任・学年生徒指導担当) (3) 反省文記入 (4) 保護者連絡 (5) 四者面談(生徒・保護者・担任・学年主任)
			改善傾向なし	特別な指導 I	対策会議(生徒指導委員会)で指導方針を決定
			著しい風紀違反	特別な指導 I	対策会議(生徒指導委員会)で指導方針を決定
6	時間	朝遅刻 (通院等の事情があり保護者からの連絡があった場合は除く)	1～5回目	指導	(1) 説諭(担任) (2) 保護者連絡(3回目以降)
			6回目以上	保護者面談	(1) 説諭(担任・学年生徒指導担当) (2) 反省文記入(保護者にも一筆書いてもらう) (3) 三者面談(生徒・保護者・担任)
			改善傾向なし	保護者面談	(1) 別室にて説諭(担任・学年生徒指導担当・学年主任) (2) 反省文記入 (3) 保護者連絡 (4) 四者面談(生徒・保護者・担任・学年主任)
7	登下校	飲食	1・2回目	保護者連絡	(1) 別室にて説諭(担任及び顧問) (2) 反省文記入 (3) 保護者連絡
			3回目以降	特別な指導 III	(1) 別室にて説諭(担任及び顧問・学年生徒指導担当) (2) 反省文記入 (3) 保護者連絡 (4) 四者面談(生徒・保護者・担任・顧問)
		自転車登校	1回目	保護者連絡	(1) 自転車学校預かり (2) 別室にて説諭(担任及び顧問) (3) 反省文記入 (4) 保護者連絡・返却
			2回目以降	特別な指導 II	(1) 自転車学校預かり (2) 別室にて説諭(担任及び顧問・学年生徒指導担当) (3) 反省文記入 (4) 保護者連絡 (5) 四者面談(生徒・保護者・担任・学年生徒指導担当)を行い、返却
8	不要物	携帯電話等	1回目	保護者連絡	(1) 別室にて説諭(担任及び顧問) (2) 反省文記入 (3) 保護者連絡 (4) 当日保護者に返却
			2回目以降	保護者連絡	(1) 別室にて説諭(担任及び顧問・学年生徒指導担当) (2) 反省文記入 (3) 保護者連絡 (4) 四者面談(生徒・保護者・担任・学年生徒指導担当)を行い、返却
		ゲーム機・マンガ他	1回目	保護者連絡	(1) 別室にて説諭(担任及び顧問) (2) 反省文記入 (3) 保護者連絡 (4) 当日保護者に返却
			2回目以降	保護者連絡	(1) 別室にて説諭(担任・学年生徒指導担当) (2) 反省文記入 (3) 保護者連絡 (4) 四者面談(生徒・保護者・担任・学年生徒指導担当)を行い、返却
9	SNS関係	学校外での生活に関わってSNS上で発生するトラブルについては、 <b>管理責任者である保護者が</b> 対応する。学校は保護者の相談に応じ警察及び法務局など関係機関を紹介する。  ※SNSは、グループ内の者しか内容を把握できないことも多く、そこで起こったことを学校が把握して対応することは大変難しく、またその内容も、法律に違反する内容や、民事上の賠償責任を負うことになりかねないケースもあり、現状としては、それらのトラブルを学校がすべての責任をもって解決するのは困難なため。 <b>ただし、学校で生じたいじめ等に関わるSNS上でのトラブルについてはこれまで同様学校で対応する。</b>  ※そのほか学校は非行防止教室、SSTの授業等で啓発とスキルトレーニングに努める。			